

会議録

会議の名称	西東京市子ども福祉審議会（平成18年度第6回会議）
開催日時	平成18年11月7日 午後1時から午後3時まで
開催場所	田無庁舎5階 501会議室
出席者	<p>（出席者）</p> <p>森田会長、梅村副会長、猪原委員、齋藤委員、清水委員、古川委員 村松委員、中村（聖）専門委員、中村（美）専門委員</p> <p>（欠席者）</p> <p>海老澤委員、坂田委員、山口委員、松沢委員、神山委員</p> <p>（事務局・職員）</p> <p>尾崎児童青少年部長、大久保保育課長、神谷主査、青柳子育て支援課長、子育て支援課児童青少年係主事 後藤</p>
議題	<p>西東京市保育所入所選考基準の一部改定について</p> <p>西東京市子育て支援計画の見直しについて</p>
会議資料の名称	<p>(1)子育て・子育てワイワイプランに関する市民懇談会実施経過</p> <p>(2)子育て・子育てワイワイプラン 施策評価表</p> <p>(3)計画見直しの要点整理</p>
記録方法	発言者の発言内容ごとの要点記録
会議内容	
<p>森田会長：本日の議題は、子育て支援計画の見直しについてですが、その他に保育料についてという項目がありますので、まずこの議題を終了させてから見直しの議論に入りたいと思います。では、保育料についての説明を大久保課長お願いします。</p> <p>保育課長：平成15年度に本審議会でも保育料見直しの審議をしていただき、経過措置を設け平成16年度から保育料を段階的に改定し、今年度（平成18年度）から本則の保育料となっております。また、前回の保育料見直しから3年経過したことにより、今年度は保育料の見直しを検討する年度となっております。</p> <p>この間3年間で段階的に保育料を改正してきた結果、国基準に対する保育料割合が平成15年度実績は40.2%でありましたが、平成16年度44.4%、平成17年度では47.7%となり、今年度は年度途中の段階ですが10月現在で49.7%となっております。また、保育料は前年分の所得税額により算出されることから、税制改正に伴い、平成19年度の保育料に影響するという環境変化が生じてきています。来年度（平成19年度）の保育料に影響する平成18年度の税制改正は、定率減税が2分の1廃止となっております。これは算出された本来納付すべき所得税額から、一定割合の額を差し引くものでありまして、平成17年度までは所得税の20%が減税分として所得税から差し引かれていたものを、平成18年度の減税分は10%と改定されております。その税制改正によりまして、平成18年分の所得税の額は減税率縮減の分増額となり、平成19年度の保育料への影響額は西東京市全体で1,300万円ほ</p>	

どの増収を見込んでおります。この増収分を見込みますと、先程の国基準に対する保育料割合は現時点の 49.7%が平成 19 年度には 51～52%程度になると見込んでおり、市の第 2 次行財政改革で平成 19 年度目標として設定している 50%は達成できると考えております。このような状況を踏まえまして、平成 19 年度は税制改正の影響により自動的に保育料が増収となるため、保育料の改定は見送ることとし行革本部に計って行きたいと考えております。行革本部の結果につきましては次回報告させていただきます。なお、このように平成 19 年度の保育料は税制改正による増収が見込まれることから保育担当課長会での情報収集ではありますが、東京都 26 市で来年度の保育料改定を予定している団体はありません。また、平成 19 年分の税制改正につきましては、定率減税の全廃及び所得税から住民税への税源移譲が予定されており、所得税額が相当の規模で変更となることから、平成 19 年度に改めて保育料改定の諮問をさせていただきたいと考えております。

齋藤委員：国基準徴収割合とは何ですか。

保育課長：保育園の運営にかかる経費の負担は国の基準によって決められていて、例えば保育園の運営にかかる経費を 100 とした場合の負担割合は次のようになっています。まず、50%は保護者から徴収する保育料で賄い、残りの 50%のうち 25%は国で負担し残りの 25%は東京都と市で半分ずつ負担することとなっています。このうち国が定めた保護者が負担する分の保育料を国基準徴収額といいます。この国基準徴収額に基づく保育料は、家計の実情に合わせそれぞれの自治体で設定することとされており、都内自治体では国基準徴収額のおおよその 50%前後がほとんどです。不足分は各自治体の持ち出しとなります。

森田会長：例えば保育園の運営に 1000 億円かかるとすれば、国は保育料として 500 億円徴収しなさいと指示し、残りの 500 億円のうち 250 億円は国で負担するという考え方を取っています。しかし、実際は 500 億円もとれないので、西東京市は国基準の 50%の保育料にするとこの審議会の答申を経て決めたいわけです。

齋藤委員：例えば 1000 万円のうち 250 万円は自動的に国から出、市町村は 250 万の負担とプラス 250 万の持ち出しがあるということ？

保育課長：運営費総額が 1000 万円とすると 500 万円は保育料、250 万は国の負担、都と市町村は 125 万円ずつ負担することになります。ただ、保育料で 500 万円は賄えないので、不足分は市町村が負担しています。

齋藤委員：要するに 375 万円負担しているということだね。

森田会長：国基準額の 50%にしたのは、市の利用者の負担割合を決める委員会で決定され、この審議会では 50%に対して具体的にどのように徴収するか（階層ごとの保育料）を 3 年前審議しました。そして、今年はその見直しの年となっているわけですが、先ほど大久保課長よりお話があったように、今年度及び来年度大きな税制改正が実施、予定されています。そのため、今年度は審議せず、来年見直すという提案が事務局よりありましたがよろしいでしょうか。

他委員：了承

森田会長：続きまして、子育て支援計画の中間見直しについての審議に入ります。この

ワイワイプランですが、すでに平成16年2月に出来ております。これを見直しするというので、事務局と市民委員2名に参加していただき、検討をしてきました。今日の議論と12月の最終議論で、中間見直しをさせていただきます。それでは事務局から資料の説明をお願いします。

子育て支援課長：資料(1)について、1から15までのグループに対し、私どものほうから出向いて行き、市民の皆様の意見を伺いました。10・11に関しては、社会福祉協議会のアンケート及び青少年問題協議会の提言を参考にしました。男性に対しましては、健診会場のほかに、公募での懇談会を実施しました。市民委員2名のご参加をいただき実施しました。

資料(2)、資料(3)の説明

森田会長：今回、中間見直しですから大規模な調査はせず、実態的に市民の方々、特に利用している方々が利用しやすい施設になっていくためにはいったいどんな援助が必要か、何が不足しているか、という視点で現場に出向き意見を聞かせていただいたわけです。そういう意味では全体的な意見を聞いたわけではないのですが、このやり方で利用者の意見をしっかり聞いてみると、わかってくることは多くあるわけです。やれることは早くやろうと。計画を大胆に切り替えていくことに関していえば、数量調査をかけて多くの意見を聞き修正をかけるべきですが、今回はヒアリングをもとに議論をしようというわけです。

続いて、市民委員の方々に、懇談会の感想、意見を発言していただきたい。

中村(美)委員：子育て中の保護者の意見は、興味深かった。

仕方ないと思うのだが、受け身発言になっている。あれをして欲しい、こうして欲しい、という要望が多い。なぜかといえば、資料にもあるように企画・運営への参加度がほとんどなしの状態です。

サービスを受ける側と発する側という、やりとりから始めるしかないのですが、今後、軸になるのは、支援を受ける側が、支援の取組みに参加できるしくみを、どう作るかということ。そのために一番大事なのは人の養成、スタッフの資質の向上。遠回りの様で、一番の近道ではないか。お母さん達を巻き込む「核」があると、支援の姿が変わるように思う。今回、個人的な要望が多く、逆に言えば、そのような個人的意見を話す場が少ないのだと思います。個人的な意見が多いうちは、まだまだ大変なのだというのが感想です。

森田会長：企画・運営の参加度が低いというのがありましたが、全国的にない状況です。

斉藤委員：市民が行政サービスの受け手になってしまっている。ファミサポも、うまく利用されない。基幹型保育園を中心とした地域ブロック割を活用して、各部署が連携して参加しやすい様に構築できれば。行政の管轄の違いも問題であろう。

森田会長：では、もう一方の市民委員の意見をお願いします。

中村(聖)委員：いい施設・イベント・サービスがあることが良くわかりました。ただ、使える人は使う、行きやすい場所があれば利用するという状況で、全く情報がない内容も多いのではと感じます。ファミサポも、知らない人や知っていても利用しないなど、使えるサービスを使いたい時に利用できないものを工夫できればと。また私自身、子どもをもち、子どものための情報がまとまった場所があればと感じました。あともう一点は虐待の問題です。子どもの心のケアに対して、ワイワイプランに入れてみてはどうでしょうか。

森田会長：それではこれから具体的な議論をしていきます。資料(5)は、私と事務局で少なくともこれだけは見直さないといけないと整理したものです。その上で進めていきます。何かご意見があれば。

清水委員：福祉は、与えられるものという意識がまだまだ強いと、評価表を見て感じます。行政側がやってくれるもので、市民は参加するというスタンス。運営への参加度の低さはショックです。また行政の縦割り、部署間の連携の薄さを感じます。協議会の設置とありますが、子どもたちをトータル的に見てあげる組織が、やはり必要だと感じます。市内には、様々な人的資源があります。これらをいかにまとめ、使っていくのか、きっかけづくりは行政がやらないと出来ないと思います。

斉藤委員：以前、議会であがっていたと思うが、健康推進課と子育て支援課を一緒にしたらどうか。子どもに関することは、一つにまとまっても良い、そんな考え方があってもいいのでは。あとは教育委員会の壁をいかに、崩していくか。教育委員会の組織の親元は東京都であるわけですが、市でまとめていい問題だと思うのです。

もう一点、新しい視点ですが、高機能発達障害の問題も成長にあわせてトータルな対応を扱っていかないといけない。西東京においても数は多い。どのセクションで扱うのかを含めて、早急に対策をとるべき。

村松委員：幼稚園で障害のあるお子さんを預かっていますが、数は年々増えています。スタッフが足りない場合や、重度の場合は、保護者に来てもらうことも。ただ、幼稚園でお受けできない場合があり、心を痛めています。早急な支援の必要性を感じます。

古川委員：コーディネートの不足、存在自体がない。子育てに関することを、それぞれの部署や団体は一生懸命やっているのですが、全く繋がりがありません。コーディネーターを設けて相談から案内までのシステムがあれば。そうでないと、サービスが途切れてしまう。例えば市には母子相談員が2名、それでどれだけの事ができるのか。子ども家庭支援センターも、本当の意味でセンターであって欲しい。うまく既存の組織を活用することが必要ではないでしょうか。

中村(美)委員：コーディネーターの存在とともに、施設間の横の連携も必要では。相談の内容も専門的になっているので、一つの施設では解決できないものが増えてきています。カンファレンス会議を地域別で実施したり、人的配置や施設配置のつながりがわかるようなシステムがあると、少なくとも現場は助かるのでは。

森田会長：平成20年の4月に開設される、子どもの総合支援センターが、その機能を担うことになっています。現在の子ども家庭支援センターの事業も、ここに中核をもっていくわけです。センターと各地域ブロックという構想は既に計画にあるのですが、問題は、どう具体化するのか、コーディネーターの活用や、市民のなかへ下ろしていく仕掛けが不足しているということです。すでにコーディネーターを置く自治体もあるわけで、西東京市では、基幹型保育園の保育士がどれだけ力を持つかということでもあり、仕掛けがないのではなく、今はまだ、明確に機能していないのでしょう。

斉藤委員：連携といっても、障害に関していえば、教育委員会の現場がとても重要である。何とか壁を取り崩すのが何より資源の有効活用になる。

古川委員：教育委員会が学校現場と行政をつなぐ、良い意味でのパイプ役になって欲しいと思う。

森田委員：子ども支援について、どうしたら連続した支援になるか、児童青少年部が統括してやれるようになるのか。保健の部分と保育の連携をどうするか、各自治体が母子保健と子育て、教育と福祉の連携等、頭を悩ませているところです。

古川委員：子どもに関して現在起きている問題は、複合汚染なのだと思います。いじめに関しても、そう感じます。心のケアを重点においていかないと。教育現場（授業）での子どもたちと、現実の子どものギャップ、リアリティーのなさに驚くことさえあります。

梅村委員：行政は、組織図が先立っているように感じる（センター化の概念等）。行政は、自立して問題解決していく市民をサポートする感覚でいいはず。全てを請け負うというスタンスではなく、また保護者も受身ではなく成長していただきたい。

もう一点、障害の相談に関して、私自身、ひよっこの健康診断を担当していて感じたのは、計画には入所型と通所型の障害児保育とありますが、一様にセンター化してしまうのではなく、自分の身近なところで、自らの力で子育てができるよう支えるシステムを考えられればと思います。

森田会長：いじめや登下校の安全については深刻な問題となっています。どうしていか、行政のしくみの問題と同時に計画見直しには書き込んでいきたい。このほかに、食育の問題と、若者支援の問題について議論したいと思います。食育は、行政においても学校教育においても課題のひとつですが、計画では取り上げてこなかった。保育園の事業や学校の授業ではすでに実施していますが、何か意見ございますか。

中村（聖）委員：食育に関して、懇談会で意見はなかったのですが、小学校で地場野菜を使用していると聞いたことがあります。青少年に対する対応は無いのではないかと。

中村（美）委員：母親に対しての食育も、ここには含まれますか？

森田会長：含みます。

清水委員：社会福祉協議会の「ふれあいのあるまちづくり推進事業」では、子どもたちに食育を取り入れた事業をしています。子育てサークル「ちろりん村」でもやっているようです。ただ、いくら地域の活動で食育を考えても、大事なものは結局、家庭のお母さんだと思います。

森田会長：某市の医師会の小児科の先生と話す機会があり、ごはんを食べさせてもらえない子どもがたくさんいると言われました。西東京の状況はいかがでしょう。

清水委員：小学生3～4年生のアンケートでは、ごはんを食べさせて欲しいと答えた子どもが数人いました。

中村（美）委員：親が食べる習慣がなく、朝ご飯を食べない子はたくさんいるのでは。保育園児や幼稚園児でも、朝ごはん食べない子は多いのではと思います。

村松委員：幼稚園では調査はしていませんが、食べてきているように思います。

斉藤委員：食べないと、低血糖で倒れる子どももいます。

古川委員：保育園は預かる時間が遅くなり、帰宅する時間が遅くなる。これは子育てとの難しいバランスだと思いますが、夜遅くまで預けてもらえという様に国が推進しているようで、どうしても仕方のない世帯には全力を尽くすべきです。

が、そうでもない世帯であっても延長サービスを利用する、だとしたら寝る時間も遅くなるし、食べないのも当然になるでしょう。食育を計画に加えることはよろしいのですが、どういう取り組みをするか。クローズアップしすぎて、学校で新たに授業を増やしましょう、という形式的な方法ではなく、実質的に推進するような形で実施して欲しいです。

森田会長：若者支援はいかがですか？この計画には若者、とくに高校生くらいからの親子の支援が入っていないのですが。

梅村委員：児童館の夜間開館が計画にあったと思います。この年代は、溜まりたいのだと思うのですが、夜の時間帯で、安全に雨露しのいで溜まれる場所がないのでしょうか。どこにでもあればいいのですが、例えば公民館に行くと注意されたり、公園に溜まると取り締まりがあったり。夜、活動したい彼らの溜まり場、自由に集まれる場所が必要ですね。

森田委員：日本中には、難しい子ども達ばかりを集める施設があり、溜まり始めれば必ず集まってきます。自立支援施設の様な児童館も、全国的にはあるわけですが。覚悟を決めて、まとめるような場所を作るとしたら、近隣住民からは苦情がくる。そうであっても、若者が頼っていけるような人と場所を市民の力を借りながら作っていくようでしょうか。

中村(美)委員：懇談会の中で、東伏見のコミュニティーセンターは飲食が自由で、かなり活発に若者が来ているようです。また、ある児童館では親父の会に子どもを巻き込んで事業を展開していた。キーパーソンがいたようで、今は別の児童館へ行ったとのこと。その意味でもやはり人の力ではないかと思うのです。

森田会長：父親からのヒアリングでは、何か意見ありましたか？

中村(美)委員：学童クラブで活躍されている父親は、子どもを「だし」にして、父親自身が楽しめるのが良いと言います。

斉藤委員：親同士の情報交換が足りないのです。コミュニケーションの手段が足りない。時間がなくても今はITがある。例えば子育て支援課担当、健康推進課と教育委員会の共通ネットの中だけで情報を交換し合う、市側の意見も伝えることができる。また、親同士のネットワークで自由に意見が交換できるといい。ネットモラル違反が起きればその時点で考えればいいのであって、一番安上がりで、実効的に思える。

森田会長：広報・情報化をどうすれば、本当に情報を求めている人に届くのか。ネットを使えない人、あるいは市が情報を届けたい人は、見ずに思い込みで行動をすることもある。その意味で、訪問型相談の強化ということが出てくるわけです。児童虐待になるケースは、多くは健診に来ない親子です。

斉藤委員：そのような情報もネットで飛び交えば、見ている人達は、周囲を注意してくれる。

清水委員：若者支援とは18歳くらいを指すのでしょうか。

森田委員：子どもとしては18歳でも、親はいくつであってもカバーしますので、つながっていると考えていいでしょう。親は16歳からなれますから。10代の親も、西東京市にはいるはずですが。低年齢の親、高年齢の子ども、両方の意味を含んでいます。

清水委員：西東京市は、引きこもりが多いのでしょうか。同じ境遇の子供同士だと、意見が合うのでしょうか。市に一つくらいは、溜まり場は必要なのではないでしょうか。

訪問型相談の強化が、乳幼児だけでなく、この分野にも広がればいいと感じます。

中村(美)委員：親の会があるのでしょうか。

森田会長：この計画をつくる時にも問題であったことですが、20代・30代の引きこもりに対する支援をどこで行うのか。多くの場合は10代ですから子ども相談で対応している。でも20代・30代への対応は無いのが現状。20代・30代の引きこもりは親子関係では子どもだが、年齢は大人。実は問題は大きくて、受け入れ先がないのが現状。

中村(美)委員：ほかの自治体での例は？

森田会長：ないようです。家庭に応じた部署（例：母子家庭なら母子相談）で相談はできるが、それ以上の支援は何もできない。親が手放せば、全く誰も支援しないという状態。

古川委員：訪問するというのは、本当に難しい。私ども、相談があっても結局は行けない。児童相談所と一緒にいくことはできても、単独でいくスキームは持っていないのです。その難しさがあります。

森田会長：独自の権限を、どう作るか。各自治体が条例をもって権限を作っていくのでしょうか。そういったこともあって、子どもの権利条例を西東京市で作ることを計画の次期の課題として位置づけるわけです。実際には今年度、庁内の研修から動き始めています。

猪原委員：子どもの権利条例に何を盛り込むかが大事で、ただ作るだけではいけないのでしょうか。実効あるものにしなければなりません。

森田会長：独自の基準は、どうしても必要になってくるのでしょうか。

猪原委員：市の考え方によって、いろんなスタイルもありますね。

森田会長：近くの武蔵野市は「SOS条例」、救済だけを盛り込んだ形です。小金井は現在策定中で、総合条例です。各地で策定されてきて、西東京市もようやく、ワイワイプランからこの議論をし、策定する意思が固まってきました。あとは、子ども参加、市民参加が全体的に弱い。自立した市民、依存しない市民に育てていくことが重要になってきます。

斉藤委員：子育てに関しては、西東京市は転入・転出が多く、流動的な住民移動に対応しないといけない。

森田会長：転入・転出が多いのが多摩地域の特徴。多いと1割から2割が移動することもある。そういった意味では一度教育したら終わりということにはならない。繰り返し学習の機会が必要なのでしょう。

参加を促すという点で、高齢者に関しては、自立した団体もあるようですが、子育てに関してはなかなか活動が繋がっていかない。自分たちの活動を続けていくのが難しい。そうなると、無料で活動するものと、事業として展開していくものを組み合わせていくことが必要なのかもしれません。懇談会でNPOの方々とお会いした際も、公的ボランティアの様な活用の仕方に対して、疑問をもたれているようです。特に若い人達への活動に対しては何らかの手当が必要で、NPOを積極的に育成していかないと、その人達を巻き込むことは難しいでしょう。

清水委員：市民委員の方が、スタッフの資質と挙げておりましたが、実際、責任の重い割には報酬が少ないことが問題だと感じます。ファミサポにしても、スタッフの資質のためにはある程度の研修が必要ですが、その研修に参加するにも

時間的に大変、登録を断念することもあるわけです。一方、地域のボランティアとして無償でやってくださる場合もある。

森田会長：例えば、保育園の運営には市が半分の割合を負担する。ファミサポの場合には半分負担することはない。市の負担割合を再度考えなおさないといけないのでは。保育所以外の在宅支援が足りないのではないのでしょうか。

斉藤委員：病後児保育についてですが、利用者のうち保育所に預けている人は、二重払いしている感覚を持っているのでは。他市と比較し料金も高い。また、市が定めた定員を超えて受け入れることに対し、民間委託の部分で任せるようなことも必要でしょう。

森田会長：ここで議論した以外の事業についても、欠けていると思われる点があれば、期限までに事務局まで。意見を集約したいと思います。今後の予定ですが、事業担当課とのヒアリングがございます。この審議会でも議論した内容を届けていく予定です。

次回は12月12日午後1時から3時の予定です。